

6 介護保険施設等の危機管理体制の強化

近年の災害の発生状況や、感染症の流行を踏まえ、介護事業所や関係機関等と連携し、訓練の実施や支援体制の整備等、平時からの事前準備を行うことが重要です。

県は、次の項目により、介護保険施設等の危機管理体制の強化について取り組んでいきます。

- (1) 介護保険施設等の防災対策
- (2) 介護保険施設等の感染症対策

(1) 介護保険施設等の防災対策

現 状

- 建築基準法による耐震基準が強化された1982(S57)年以降に建築された建物については震度5～6程度の地震に耐えうる耐震強度があるために、耐震基準が強化される前の1981(S56)年以前に建設された老人福祉施設について、早期の耐震診断や耐震補強工事の実施を指導した結果、すべての施設において完了しています。
- 消防法施行令の一部改正により、社会福祉施設等における消防用設備の設置基準が強化されたため、工事費用に助成を行い、既存施設におけるスプリンクラー設置義務のある老人福祉施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー設置工事を推進してきました。
- 東日本大震災の発生を受けた2011(H23)年度の国庫補助金等を活用し、本県内の介護老人保健施設等の、人工呼吸器、酸素療養、喀痰吸引等の設置が必要な高齢者の入所施設については、すべての施設で非常用自家発電装置の設置が完了しています。
- 2020(R2)年7月豪雨では、土砂災害のおそれのある特別養護老人ホーム等の介護保険施設において、それぞれの施設間の災害時施設相互派遣協定に基づき、周辺施設と連携しながら、施設入所者の避難等を行いました。

課 題

- 介護施設は、2016(H28)年台風10号で入居者9名が亡くなった岩手県岩泉町のグループホーム「楽ん楽ん(らんらん)」や、2020(R2)年7月豪雨で入所者14名が亡くなった熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」のように、河川の堤防付近、急傾斜地付近など、防災上危険な区域に立地しているケースが多い状況にあります。
- 本県の介護施設についても、2020(R2)年7月豪雨の際には18施設、2022(R4)年8月豪雨の際には11施設が被災し、将来的には人的被害を伴う大規模な災害に遭う危険性があります。

深化・推進のポイント

- 老朽化した施設への支援
- 避難確保計画の策定及び避難訓練等への指導推進

施策の推進方向

- 県は、社会福祉施設整備に係る県補助金や地域医療介護総合確保基金を活用し、市町村が策定する地域防災計画において「洪水浸水想定区域」等に立地する介護保険施設の区域外への移転を支援します。
- 「洪水浸水想定区域」等に立地する介護保険施設等について、県関係部局及び市町村と連携し、施設災害時に速やかに避難をするための避難確保計画の策定及び避難訓練の実施について指導

します。

- 災害時の施設間の連携については、特別養護老人ホーム等の一部施設に留まっていることから、県は施設種別ごとの連携体制の構築及び定期的な訓練の実施などを促進し、災害発生時における利用者の安全確保を図ります。
- 県は、台風や豪雨などによる洪水被害に対応するため、円滑な避難をするために必要な施設改修、施設内への浸水や土砂流入を防ぐための対策を講じる介護施設等を支援します。
- 県は、スプリンクラー設置義務のある既存施設については、すべての施設に設置するよう指導していくとともに、スプリンクラー設置義務のない施設等についても、防火安全対策の徹底を指導します。

(2) 介護保険施設等の感染症対策

現 状

- 福祉事業所の感染対策の強化として、高齢者施設等を対象に、施設内における感染防止対策についての研修を実施しています。
- サービスを継続できる仕組みづくりとして、感染症発生時を想定した事業継続計画(BCP)策定の支援を行っています。
- 施設での感染症発生に備えて、施設での衛生用品・防護具等の備蓄等、平時からの備えを支援しています。

課 題

- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新たな感染症も想定した対策を行う必要があります。
- 県内での感染拡大に備え、各施設の感染対策や感染防止に関する知識の習得を一層推進する必要があります。

深化・推進のポイント

- 感染症対策に係る体制整備

施策の推進方向

- 県は、日頃から介護事業所と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や研修の充実、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかの定期的な確認等を実施します。
- 県は、関係部局と連携し、施設での感染症発生時に必要な支援体制の整備や物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。